

(参照条文)

○ 薬剤師法（昭和35年法律第146号）（抄）

（絶対的欠格事由）

第四条 未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。

（相対的欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により薬剤師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、薬事に関し犯罪又は不正の行為があつた者

（登録及び免許証の交付）

第七条 免許は、試験に合格した者の申請により、薬剤師名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、薬剤師免許証を交付する。

（免許の取消し等）

第八条 薬剤師が、成年被後見人又は被保佐人になつたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。

2 薬剤師が、第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

3 （略）

4 第一項又は第二項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第七条の規定を準用する。